

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十一号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮の設置及び管理に関する条例

第一条中「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号。以下「法」という。第十二条第一項)に、「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮」に改める。

第二条中「収容定員」を「定員」に改める。

第三条を次のように改める。

(保護)

第三条 しらぎく寮は、困難な問題を抱える女性(法第二条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。)を入所させて、その保護を行う。

第四条中「収容保護された要保護女子」を「入所した者(以下「入所者」という。)」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助及び自立の促進のための生活(就労及び就学を含む。)に関する支援

第四条第二号中「給食、」を「食事の提供及び」に改め、同条に次の二項を加える。

2 しらぎく寮は、入所者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援の業務を行うものとする。

3 しらぎく寮は、退所した者に対して相談その他の援助の業務を行うものとする。

(徳島県子ども女性相談センター設置条例の一部改正)

第二条 徳島県子ども女性相談センター設置条例（平成二十年徳島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「保護を要する女子」を「困難な問題を抱える女性」に改める。

(社会福祉法施行条例の一部改正)

第三条 社会福祉法施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第二項、第四条第一項から第三項まで、第七条並びに第八条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。